

# 一般財団法人公務人材開発協会 会員規程

昭和 58 年 4 月 1 日 制 定  
平成 25 年 4 月 4 日 一部改正  
平成 27 年 10 月 29 日 一部改正  
令和 5 年 3 月 23 日 一部改正

(目的)

**第 1 条** この規程は、定款第 41 条第 2 項の規定に基づき、一般財団法人公務人材開発協会（以下「この法人」という。）の会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

**第 2 条** 会員の種類は、次のとおりとする。

- 一 機関会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の人事実務等に関する事業を賛助する団体
- 二 個人会員 この法人の趣旨に賛同し、この法人の人事実務等に関する事業を賛助する個人
- 三 特別会員 この法人の事業に功績のあった機関・個人又は学識経験者で、代表理事が指名するもの

(入会手続)

**第 3 条** 機関会員又は個人会員になろうとする者は、様式第 1 号に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。

- 2 代表理事は、前項の入会申込書を受理したときは、当該会員にその旨通知するものとする。

(会費)

**第 4 条** 機関会員又は個人会員は、次に定める会費（年額）を納入しなければならない。

- 一 機関会員 10,000 円
- 二 個人会員 5,000 円

- 2 前項に定める会費は毎年度 6 月末日までに納付するものとする。ただし、新たに会員となった者は入会后速やかに前項に定める会費を納付するものとする。

(会員の特典)

**第5条** 会員は、次に定める特典を享受することができる。

- 一 人事実務関係研修会の参加料の割引
- 二 発行図書（直接購入の場合）の割引
- 三 機関誌の無料購読
- 四 人事実務等に関する無料相談
- 五 メール等による情報提供

(退会)

**第6条** 会員が退会しようとするときは、様式第2号に定める退会届を提出するものとする。

- 2 前項の場合、既納の会費は返還しない。

(改廃)

**第7条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(雑則)

**第8条** この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

**附 則** (令和5年3月23日)

- 1 この規程は令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において一般財団法人公務人材開発協会の会員であったもののうち、A会員であったものについては、同日に退会したものとし、B会員であったものについては、令和5年度の会員に移行する。



様式第2号

一般財団法人公務人材開発協会  
退 会 届

令和 年 月 日

一般財団法人 公務人材開発協会  
代表理事 殿

機関名

職名

氏名

印

令和 年 月 日をもって退会したいので、届け出ます。